

## 令和2年度第2回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会議録

日 時 令和3年3月24日(水)

午前10時から11時

場 所 海野宿ふれあいセンター 2階

○主催者(事務局): 教育委員会事務局教育部教育課文化財係

○出席者

委 員: 宮下知茂会長、関照司副会長、所繁未委員、滝澤篤委員、茂木裕之委員、  
関理委員

事務局: 教育長 小山隆文、教育課長 柳沢秀夫、文化財係長 山内智晴、  
文化財係主査 戸堀一真

○欠席者

委 員: 市川隆委員、小林美和委員、橋本俊彦委員

○傍聴者

2名

○討議内容及び経過

なお、個人情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

**委嘱書交付**

所繁未委員に委嘱書を交付

**1 開会**

**2 あいさつ**

教育長

**3 報告案件**

(1) 令和2年度国庫補助事業の進捗状況について

説明要旨

今年度の修理は5棟、当初6棟で予定していたが資金繰り悪化により1名から取り下げの申し出があった。

早いもので6月に修理完了、遅くとも3月5日にすべての修理が完了した。

質疑・意見

会 長 ○○家酒蔵については、海野宿に造り酒屋があったことが分かる建物であり、修理により維持を図ってもらい大変ありがたい。

## (2) 現状変更行為の許可状況について

### 説明要旨

前回の審議会から本日までに5件の現状変更行為について許可をした。

### 質疑・意見

会 長 非特定物件とはどのようなものか。

事務局 特定物件はいわゆる伝建物件であり、伝建物件として指定している物件を示している。非特定物件は伝建物件になっていないものである。

委 員 除却は補助の対象となるか。

事務局 除却は補助の対象にはならず、すべて自己負担となる。

## (3) 東御市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について

### 説明要旨

委員を伝建地区の建築物等の所有者からも選任しているが、自己及び親族等に関する案件を審議することがあり、会議の公平性を確保するため、新たに除斥規定を設ける。なお、施行日は令和3年4月1日である。

### 質疑・意見

特になし

## 4 審議案件

### (1) 令和3年度国庫補助による修理事業について

#### 説明要旨

来年度の修理件数は7棟を予定しており、3棟は今年度からの継続、4棟は新規として実施する。

#### 質疑・意見

委 員 ○○家主屋の沈下補修とあるが、具体的にどのような修理を行うのか。

事務局 沈下している柱をもとの状態に戻すことは、建物のゆがみを生じさせる

こととなるためできないが、これ以上沈下しないようコンクリートにより根固めを実施する予定である。

委 員 コンクリートを使用することは問題ないか。

事務局 これまでの修理においても外部に面していない部分で使用してきており、沈下を防止する観点から使用したい。

委 員 ジャッキアップ補修は屋根に影響を及ぼすため、今回の計画では問題ないと思うが、今後の修理を実施する際は、ジャッキアップ補修と同時に屋根の改修を行うか、ジャッキアップ補修が完了してから屋根の改修を行う計画としてもらいたい。

委 員 ○○家の修理が予定されていないようであるが、来年度は修理しないのか。

事務局 今年度第1回の会議において令和3年度の対象物件の選定を行った経過がある。○○家の主屋は令和3年度は対象にならないが、令和4年度以降に修理する予定である。

会 長 ○○家の土蔵にある壁の残骸はどのような経過から残っているのか判明したか。

事務局 かつては隣の敷地に建物がおり、それをつなぐ壁であったが、現在は取り壊されたが、壁の一部だけが残ったものである。所有者の意向により、壁を残していく方針である。

会 長 令和3年度の修理計画については提案のとおりでよいか。

委員一同 異議なし

## 5 閉会